この資料は業務の参考のための仮訳です。 利用者が当情報を用いて行う行為について は、利用者の責任でお願いいたします。 横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 23

検査の指針

2005 年採択; 2019 年出版

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは www.fao.org/contact-us/licence-request を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト(www.fao.org/publications)で入手が可能であり、また publications-sales@fao.org を通じて購入できる。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関(FAO)のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

1994 年 5 月 CEPM-1 でトピック検査(1994-006)を追加した。

1995 年 5 月 IPPC 事務局が草案を修正した。

1996 年 5 月 CEPM-3 で EPPO による見直しを要求した。 1997 年 10 月 CEPM-4 で草案を修正した。

1998 年 5 月 CEPM-5 で草案を修正し、MC を承認した。 1999 年 5 月 CEPM-6 で草案を検討し、EWG による再起 草に同意した。

2001 年 4 月 ICPM-3 で優先度の高い保留中のトピックに 指定した。

2002 年 3 月 ICPM-4 で優先度の高い草案を完成させるべきトピックに指定した。

2003 年 4 月 ICPM-5 で優先度の高い作成中のトピックに 指定した。

2004 年 3 月 EWG が草案を作成した。

2004 年 4 月 SC が草案を修正し、MC を承認した(2004-026*)。

2004 年 6 月 MC のために草案を送付。

2004 年 11 月 SC が採択のために草案を修正した。

2005 年 4 月 ICPM-7 が基準を承認した。

ISPM 23. 2005 *検査の指針* FAO, IPPC, ローマ

2013 年 8 月 IPPC 事務局が CPM-8(2013) で指摘された インク修正を適用した。

2015 年 3 月 CPM-10 で「植物検疫上のステータス」に関連するインク修正に言及した。

2015 年 6 月 IPPC 事務局が CPM-10(2015)からの標準 手順の取り消しによるインク修正及び再フォーマットされた基準を組み込んだ。

2019 年 4 月 CPM-14 で言及し、IPPC 事務局は「汚染」という用語とその派生語のインク修正を組み込んだ。

出版の過程の最近修正:2019年4月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

要件

- 1. 一般的要件
 - 1.1 検査の目的
 - 1.2 検査に関する前提
 - 1.3 検査に対する責任
 - 1.4 検査員に対する要件
 - 1.5 検査に関するその他の考慮事項
 - 1.6 有害動植物危険度解析に関する検査

2. 特定要件

- 2.1 積荷に関連する書類の検査
- 2.2 積荷の特定と完全性の確認
- 2.3 目視検査
- 2.3.1 有害動植物
- 2.3.2 植物検疫要件の適合
- 2.4 検査方法
- 2.5 検査結果
- 2.6 検査システムの見直し
- 2.7 透明性

採択

この基準は、2005年4月に第7回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。

序論

適用範囲

この基準は、植物、植物生産物及びその他の規制品目の積荷の輸出入時の検査手続きについて説明するものである。本基準は、目視検査、書類の点検、書類と同一であること及び完全性のチェックに基づき、植物検疫要件に適合しているか否かの判定に重点を置いている。

参照

本基準は、その他の植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) も参照している。ISPM は IPP (https://www.ippc.int/coreactivities/standards-setting/ispms) で入手可能である。

定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5 (植物検疫用語集) に記載されている。

要件の概要

国家植物防疫機関 (NPPOs) は、「特に、有害動植物の侵入及び/又はまん延を防ぐ目的で、国際取引において移動する植物及び植物生産物の積荷の検査、及び必要に応じて、他の規制対象物の検査を行うこと」について責任を負う(国際植物防疫条約第4条2c、1997年)。

検査官は、有害動植物及び規制品目を発見するための目視検査、書類のチェック、書類と同一であること及び完全性のチェックに基づき、積荷が植物検疫要件に適合しているか否か判定する。検査 結果によって、検査官は当該積荷の受け入れ、留置又は拒否、若しくはさらなる分析の必要性を決定できる。

NPPOs は、検査中の積荷についてサンプリングを行うべきかを判断できる。サンプリングの方法は、特定の検査目的によって決まるべきである。

ISPM 23-4 国際植物防疫条約

要件

1. 一般的要件

国家植物防疫機関(NPPO)の責任の一つに次のものがある:「特に、有害動植物の侵入及び/又はまん延を防ぐ目的で、国際取引において移動する植物及び植物生産物の積荷の検査、及び必要に応じて、他の規制対象物の検査を行うこと」(国際植物防疫条約第4条2c、1997年)。

積荷は一つ又はそれ以上の品目又はロットからなる場合がある。積荷が一つ以上の品目又はロットからなる場合、適合性を判定するための検査は、いくつかの別々の目視検査によらなければならない場合がある。この基準では「積荷」という用語が使用されるが、ここに示される積荷に関する指針は、積荷の中の個々のロットにも同じように適用されることに留意すべきである。

1.1 検査の目的

積荷の検査の目的は、検疫有害動植物又は規制非検疫有害動植物に関する輸出入の要件に適合していること確認することである。検査は前段階で講じられた他の植物検疫措置の有効性の確認にも役立つ場合が多い。

輸出検査は、積荷が検査時に輸入国の指定する植物検疫要件を満たしていることを確認するために 行われる。積荷の輸出検査の結果、当該積荷に対して植物検疫証明書が発行されることもある。

輸入時の検査は、輸入上の植物検疫要件に適合していることを確認するために行われる。また植物 検疫上のリスクがまだ確定していない生物の発見のために全般的に検査が行われることもある。

室内検定のためのサンプル収集又は有害動植物の特定の確認を検査手続きと組み合わせて行うこともある。

検査はリスク管理手続きとして利用することができる。

1.2 検査を適用するにあたっての前提

積荷全体の検査は不可能な場合が多いため、植物検疫検査はサンプリングに基づいて行われること が多い(注1)。

積荷の中の有害動植物の存在を突き止めるため、又は積荷の有害動植物のレベルを判定又は確認するための手段としての検査の適用は、以下の前提に基づいて行われる。

- 当該有害動植物又はそれによって生じる標徴又は病徴が目視で発見できる。
- 検査は運用上実行可能である。
- 有害動植物が発見されない可能性もありうることを認識する。

検査を行っても有害動植物が発見されない可能性もある。その理由は、検査は通常サンプリングに基づいて行われるが、サンプリングではロット又は積荷の100%の目視検査が行われるとは限らず、また検査は積荷や検査対象サンプルにおける指定有害動植物の発見に100%有効ではないからである。検査をリスク管理手続きとして使用する場合も、積荷やロットに存在する有害動植物が検出されない可能性がある程度存在する。

検査用のサンプルサイズは、通常、特定の品目に関連する特定の規制有害動植物に基づいて決定される。積荷の検査が数種類、又はすべての規制有害動植物を対象とする場合には、サンプルサイズの決定はより難しくなるかもしれない。

(注 1)サンプリングに関する指針は ISPM 31 (*積荷のサンプリングに関する方法論*)において提示される。

1.3 検査に対する責任

NPPO は検査について責任を負う。検査は NPPO によって、又はその管轄下において実施される (ISPM 7 (*植物検疫証明システム*) セクション 3.1 及び ISPM 20 (*植物検疫輸入規制制度のための指針*) セクション 5.1.5.2、1997 年国際植物防疫条約第 4 条 2a、第 4 条 2c、及び第 5 条 2a 参照)。

1.4 検査官に必要な要件

検査官は、NPPOにより権限付与された職員又は代理人として、以下を有するものとする。

- 自分の任務を果たす権限と自分の行動に対する説明責任
- 特に有害動植物検出に関する技術的資格及び能力
- 有害動植物、植物、植物生産物及びその他の規制対象物の識別に関する知識、又は識別に関する能力を行使できること
- 適切な検査施設、道具及び機器を操作できること
- 適当な場合には、他のレギュラトリー機関の業務に関する知識
- 客観性と公平性

検査官は以下に関して積荷の検査を要求される場合がある。

- 輸入/輸出の特定要件に適合していること
- 特定の規制有害動植物
- 植物検疫上のリスクがまだ特定されていない生物

1.5 検査に関するその他の考慮すべき事項

植物検疫措置としての検査を適用することを決定する際には、特に輸入国の植物検疫要件及び対象 有害動植物をはじめ、多くの要素を考慮する必要がある。そのほかに考慮する必要のある要素とし ては以下のものがあげられる。

- 輸出国の講じるリスク低減措置
- 検査が唯一の措置であるのか、又は他の措置と組み合わせるのか
- 品目と予定される用途
- 一 生産地/生産地域
- 積荷の大きさと構成
- 出荷の数量、頻度及びタイミング
- 原産地/荷送人に関する過去の実績
- 輸送手段及び包装方法

ISPM 23-6 国際植物防疫条約

- 財政的・技術的に利用可能なリソース(有害動植物診断能力を含む)
- 検証前処理と加工
- 検査目的の達成に必要なサンプリング予定の指標
- 特定の品目における有害動植物検出の難しさ
- 過去の検査実績及び結果
- 品目の腐敗しやすさ (1997 年 IPPC 第7条 2e も参照)
- 検査手順の有効性

1.6 有害動植物危険度解析に関する検査

有害動植物危険度解析(PRA)は、輸入に対する植物検疫上の要件の技術的正当性の根拠を提供する。また PRA は植物検疫措置を必要とする規制有害動植物のリストの作成手段を提供し、検査を行うことが妥当である有害動植物又は検査対象となる品目を特定する。検査中に新たな有害動植物が報告された場合は、必要に応じて緊急措置がとられる場合もある。緊急措置がとられる場合、これらの有害動植物の評価を行い、必要に応じてさらに適切な措置の勧告をまとめるために、PRA を利用すべきである。

リスク管理の選択肢として、また植物検疫に関する決定の根拠としての検査を検討する際には、特定のタイプ及び強度の検査に関連する技術面及び運用面の両方の要素を検討することが重要である。特定の規制有害動植物をその危険度に応じて望ましいレベルと信頼度で検出するためには、そのような検査が必要になるかもしれない(ISPM 11 (検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス)、及び ISPM 21 (規制非検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス)参照)。

2. 特定要件

検査の技術的要件は、3つの異なる手続きを必要とする。これらの手続きは、技術的正確性を確保すると同時に実施上の実行可能性を考慮することを視野に入れて策定されるべきであり、以下を含むものとする。

- 積荷の関連書類の検査
- 積荷の同一性及び完全性の確認
- 有害動植物及びその他の植物検疫上の要件(土が付着していないこと等)の目視検査

ある一定の場面では、輸入/輸出目的又は確認/リスク管理目的など、目的によって異なる場合が ある。

2.1 積荷に関連する書類の検査

輸入及び輸出関連書類を調べ、それらが以下であることを確認する。

- 完全である
- 一貫性がある
- 一 正確である
- 有効であり、偽造書類でない(ISPM 12(植物検疫証明書)参照)。

輸入又は輸出証明に関連する書類の例としては以下のものがあげられる。

- 植物検疫証明書又は再輸出植物検疫証明書
- 積荷目録(船荷証券、送り状を含む)
- 輸入許可証
- 処理に関する書類又は証明書、マーク(ISPM 15(*国際貿易における木材こん包材の規制*)において規定されているマーク等)、又はその他の処理の表示
- 原産地証明
- 生産地検査証明書又は報告書
- 生産又はこん包記録
- 各種証明プログラム関連書類(例えば、種馬鈴しょ証明プログラム、有害動植物無発生地域 証明書類)
- 検査報告書
- コマーシャルインボイス
- 試験室報告書

輸出又は輸入書類について問題が生じた場合は、必要に応じて更なる措置を講じる前に、まずその 書類を提出した当事者と共に問題を調査すべきである。

2.2 積荷の同一性と完全性の確認

積荷の同一性と完全性の確認には、積荷がその書類によって正確に記述されていることを保証するための確認を含む。その同一性の確認では、植物若しくは植物生産物又は種のタイプが、受領済み又は発行予定の植物検疫証明書に合致しているかどうかを確認する。完全性の確認では、積荷が明確に識別可能であり、数量及びステータスが、受領済み又は発行予定の植物検疫証明書の記載通りであることを確認する。その際には、積荷の同一性と完全性の確認のために積荷を物理的に検査する必要があることがある。これには、密封であること、安全な状態であること及び植物検疫上関係のある積荷のその他の物理的側面の調査が含まれる。結果に基づいてとられる措置は、発生した問題の程度と性質によって決まる。

2.3 目視検査

目視検査が関連する場面としては、有害動植物の発見と植物検疫規則が適合していることの確認があげられる。

2.3.1 有害動植物

検査では、有害動植物が存在するか、又は許容水準を超えているかどうかを判定するため、積荷又はロットからサンプリングする。規制有害動植物の存在を望ましい信頼度で一貫した方法で発見するためには、有害動植物の検出率、ロットを構成するユニット数、望ましい信頼度、サンプルサイズ(すなわち、検査の強度)のような実用的及び統計的な検討が必要になる(ISPM 31(積荷のサンプリングに関する方法論)参照)。

検査の目的が、植物検疫上の輸入要件を満たすために特定の規制有害動植物を検出することである

ISPM 23-8 国際植物防疫条約

場合、サンプリング方法は、対応する植物検疫要件を満たす当該有害動植物の検出率に基づくものとすべきである。

検査の目的が、積荷又はロットの一般的な植物検疫状況の確認である場合、例えば:

- 規制有害動植物が特定されていない
- 規制有害動植物について許容水準が特定されていない
- 植物検疫措置が失敗した時に有害動植物を検出することが目的である

上記のような場合、サンプリング方法はこれを反映するものとすべきである。

採用するサンプリング方法は、透明性のある技術・運用基準に基づき、整合性をもって適用しなければならない(ISPM 20 参照)。

2.3.2 植物検疫要件の適合

検査は、植物検疫要件に適合していることを確認するために使用することができる。その例として は以下のものがあげられる。

- 処理
- 加工程度
- 汚染(例、葉、土など)がないこと
- 一 成長段階、品種、色、齢、熟度等
- 非認可の植物、植物生産物又はその他の規制対象物がないこと
- 積荷の包装及び出荷要件
- 積荷又はロットの原産地
- 搬入地点

2.4 検査方法

検査方法は、検査対象の品目の上又は中に存在する特定の規制有害動植物を発見することを目的とするか、又は植物検疫上の危険度が未確定の生物について一般的な検査を行うことを目的として定められるべきである。検査官は、標的の有害動植物又はその他の有害動植物が検出されるまで、あるいはすべてのサンプルユニットが検査されるまで、サンプル中のユニットを目視検査する。その時点で、検査を終えることができる。ただし、例えば、有害動植物が認められなかったものの、その兆候又は症状が認められた場合のように、NPPOが当該有害動植物及び品目について追加情報を集める必要がある場合には、追加のサンプルユニットを検査することもある。また検査官は、検査プロセスに関連して使用されるその他の非視覚的な検査手段を利用することもある。

以下の事項が重要である。

- サンプルの検査は、サンプルの抽出後できるかぎり速やかに行い、またサンプルはできる限り積荷/ロットを代表するものであること。
- 検査技術については、その技術に関して得た経験及び新たな技術の進歩を考慮に入れて、見直しを行うこと。
- 各積荷/ロットのサンプルの独立性、完全性、追跡可能性(トレーサビリティ)、及び安全性 を確保するための手続きを整えておくこと。

- 検査結果を文書化しておくこと。

検査手順は、必要に応じて PRA に合致し、一貫性をもって適用されなければならない。

2.5 検査結果

検査結果は、その積荷が植物検疫要件を満たしているかどうかについての決定に寄与する。植物検疫要件が満たされている場合、輸出用積荷に対して、例えば、植物検疫証明書等の適切な証明書が 交付され、輸入された積荷は引き渡される。

植物検疫要件が満たされていない場合、さらなる措置を講じることができる。これらの措置は、規制有害動植物又はその他の検査対象物及び状況を考慮し、検査結果の内容により決定される。不適合の場合の措置は、ISPM 20 において詳述されている。

多くの場合、検出された有害動植物又は有害動植物の標徴について、同定又は実験室内又は専門家による特別な分析が必要となる場合がある。新たな、又は未知の有害動植物が発見された場合は、緊急措置が必要であると決定される場合もある。サンプル又は標本を適切に文書化し維持するためのシステムを整えることにより、関連する積荷を確実に追跡し、必要に応じて後日結果の精査を容易に行えるようにすべきである。

度重なる不適合の場合、数ある措置の中でもとりわけ特定の積荷に対する検査の強化と頻度を高める措置を講じることができる。

輸入時に有害動植物が発見された場合は、不適合の通知(ISPM 13(不適合及び緊急行動の通報に関する指針)に従って行う)を行えるよう検査報告書は十分に詳細な記載にすべきである。その他の特定の記録保存の要件も、適切に作成された検査報告書の入手可能性が前提となりうる(例えば、IPPC 第7条及び第8条、ISPM8(ある地域におけるペストステータスの決定)、及びISPM 20 に記載されている)。

2.6 検査システムの見直し

NPPO は、輸出入検査システムの定期的な見直しを行い、その設計の適切性を確認し、その技術的 妥当性を確実にするために必要な調整方針を決定すべきである。

検査システムの妥当性を検証するために監査が行われるべきである。監査の一部として追加検査を 行うこともできる。

2.7 透明性

検査プロセスの一環として、品目の検査手順に関する情報を文書化し、要求があった場合には、透明性の原則(ISPM 1(*国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則*))を適用して、当該関係者にその情報を提供すべきである。この情報は、商品の貿易における植物検疫面を対象とする二国間協定の一部とすることができる。

ISPM 23-10 国際植物防疫条約